

監査委員による監査の結果に基づき横浜市長が講じた  
措置の内容の公表

総コ第 238 号  
令和7年1月21日

横浜市代表監査委員  
酒井 良清 様

横浜市長 山中 竹春



監査の結果に基づく措置等について (通知)

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に関する報告に基づいて、各区局が改善し、措置を講じたものを別添様式のとおり通知します。

担 当 : 総務局コンプライアンス推進室  
電 話 : 671-2329  
e-mail : so-comp@city.yokohama.lg.jp

令和5年度財務監査（経理事務関係）

No.	区局本部	課	団体等	分類		根拠法令等	指摘事項	是正が必要な場合 の是正内容	再発防止策			
									マニュアル作成・改正	ルール作成 ・見直し	研修等の実施	事務手順の 再確認
1	水道局	青葉水道事務所	-	02_物品 購入委託	(7) 契約 事務	c-2	<p>「横浜市契約規則（昭和39年3月規則第59号）」によれば、契約書を作成する場合は、契約の目的、契約金額、履行期限等に関する事項を記載しなければならないとされている。また、契約金額100万円以下の契約（物品の買受け及び物品の製造の請負契約にあっては、契約金額160万円以下の契約）を締結する場合は、契約書の作成を省略することができ、この場合、契約の相手方は、契約の履行に必要な要件を記載した見積書又は請書その他これらに準ずる書類を市長に提出しなければならないとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。</p> <p>契約書に添付された設計書に記載の部分私の基準と内訳書の数量が異なっていた。</p>				<p>経理及び契約の基礎知識についてeラーニングシステムを利用した職員研修を実施 令和6年12月9日</p>	<p>毎年度全所属が実施するチェックシートによる経理事務の自己点検に令和5年度指摘事項に関する設問を加え点検を実施 令和6年9月4日</p>
2	水道局	北部方面工事課	-	02_物品 購入委託	(7) 契約 事務	g-1	<p>「請書の押印省略時の取扱いについて（通知）（令和4年3月18日財契二第2949号）」によれば、代表者印の押印が省略された請書は電子メールで提出を受けることができ、その場合は、ファイル形式はPDFとし、データを電子メールと共に保存し、組織メールアドレス等の複数人が閲覧できるメールアドレスを使用することとされている。また、事業者としての意思表示であることを十分に確認するため、請書に記載された「本件責任者」又は「担当者」の在籍を確認し、確認内容は、様式内の「横浜市使用欄」等に記載することとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。</p> <p>代表者印の押印が省略された請書を組織メールアドレス等で受信していなかった。</p>				<p>経理及び契約の基礎知識についてeラーニングシステムを利用した職員研修を実施 令和6年12月9日</p>	<p>毎年度全所属が実施するチェックシートによる経理事務の自己点検に令和5年度指摘事項に関する設問を加え点検を実施 令和6年9月4日</p>
3	水道局	経理課	-	02_物品 購入委託	(4) 検査 事務	h	<p>会計経理・契約事務の適正執行の徹底並びに物品供給及び物品製造請負に係る契約事務手続等について（通知）（平成25年3月27日財契二第3037号、会審第304号）」及び「会計経理・契約事務の適正執行の徹底並びに物品供給及び物品製造請負に係る契約事務手続等について（通知）（令和5年3月16日会審第298号）」によれば、契約（物品及び役務）に係る何（執行何、発注何、契約締結何等）の起案担当者は当該契約の検査員を兼務しないこととされている。しかしながら、執行何等の起案担当者が検査員を兼務していた。</p>				<p>経理及び契約の基礎知識についてeラーニングシステムを利用した職員研修を実施 令和6年12月9日</p>	<p>毎年度全所属が実施するチェックシートによる経理事務の自己点検に令和5年度指摘事項に関する設問を加え点検を実施 令和6年9月4日</p>
4	水道局	北部方面工事課	-	02_物品 購入委託	(4) 検査 事務	h	<p>会計経理・契約事務の適正執行の徹底並びに物品供給及び物品製造請負に係る契約事務手続等について（通知）（平成25年3月27日財契二第3037号、会審第304号）」及び「会計経理・契約事務の適正執行の徹底並びに物品供給及び物品製造請負に係る契約事務手続等について（通知）（令和5年3月16日会審第298号）」によれば、契約（物品及び役務）に係る何（執行何、発注何、契約締結何等）の起案担当者は当該契約の検査員を兼務しないこととされている。しかしながら、執行何等の起案担当者が検査員を兼務していた。</p>				<p>経理及び契約の基礎知識についてeラーニングシステムを利用した職員研修を実施 令和6年12月9日</p>	<p>毎年度全所属が実施するチェックシートによる経理事務の自己点検に令和5年度指摘事項に関する設問を加え点検を実施 令和6年9月4日</p>

令和5年度財政援助団体等監査

No.	区局本部	課	団体等	分類			根拠法令等	指摘事項	是正が必要な場合 の是正内容	再発防止策			
				(2) 固定資産及び備品の管理に関する指摘事項	ア 指定管理（公の施設の管理運営）に係る備品の管理	(7) 物品の管理簿				マニュアル作成・改正	ルール作成・見直し	研修等の実施	事務手順の再確認
1	青葉区	地域振興課	-	(2) 固定資産及び備品の管理に関する指摘事項	ア 指定管理（公の施設の管理運営）に係る備品の管理	(7) 物品の管理簿	横浜市物品規則	<p>物品規則及び基本協定書によれば、本市の物品管理者及び指定管理者は、物品の管理簿等を備えて、その保管に係る物品を整理しなければならないとされている。しかしながら、備品（I種）等に関し、本市の物品管理簿等と実物との突合等を行った結果、次のような適正に管理できていない事例が見受けられた。</p> <p>【コートピア青葉】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・備品（10件）について、物品管理簿に記載していなかった。</li> <li>・備品（7件）について、物品管理簿に記載の数量と実際の数量が異なっていた。</li> <li>・備品（2件）について、物品管理簿に取得金額を記載していなかった。</li> <li>・実在する備品（4件）について、物品管理簿では廃棄済みとしていた。</li> </ul>	指定管理者から令和6年12月9日に物品管理簿が提出され、当該管理簿に基づき区保管の物品管理簿を修正した。 令和6年12月9日				令和6年1月9日
2	(青葉区)	-	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会	(5) 指定管理（公の施設の管理運営）に関する指摘事項	ウ 修繕及び保守点検	(7) 法定点検の結果への対応	<p>①老人福祉センター横浜市コートピア青葉の指定管理業務に関する基本協定書</p> <p>②維持保全の手引き（令和4年4月建築局保全推進課）5(2)ア</p> <p>③指定管理者制度運用ガイドライン</p>	<p>ガイドラインによれば、「各種点検や市が行う調査等により修繕等が必要と判断された場合は、施設所管区局と指定管理者が協議し、速やかに対応しなければならない。」とされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。</p> <p>令和4年度に実施された「建築基準法」に基づく点検（建築設備）において、非常用照明（2箇所）の不点灯が前回点検時（令和3年度）においても指摘されていたが、必要な修繕が行われていなかった。</p>	修繕方法について建築局に技術相談を行い、その内容に則り対応することを決定した。 令和6年12月19日		点検等で指摘を受けた箇所の修繕について、指定管理者で対応が難しい場合等への対応方針について、区への報告を徹底するルールを定めた。 令和6年12月10日		令和6年7月8日
3	(青葉区)	-	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会	(5) 指定管理（公の施設の管理運営）に関する指摘事項	ウ 修繕及び保守点検	(1) 保守点検の実施回数	老人福祉センター横浜市コートピア青葉の指定管理者公募要項	<p>コートピア青葉公募要項によれば、エレベーター定期点検（保守点検）は、月2回実施することとされている。しかしながら、実施状況を確認したところ、定められた回数を下回っていた。</p>			一般的な月1回の点検で支障がないことを確認し、協定書等を年度内に変更することを決定した。また、公募要項の再確認を行った。 令和6年12月10日		
4	青葉区	地域振興課	-	(5) 指定管理（公の施設の管理運営）に関する指摘事項	ウ 修繕及び保守点検	(7) 保守点検の対象設備	老人福祉センター横浜市コートピア青葉の指定管理者公募要項	<p>コートピア青葉公募要項によれば、指定管理者が行う保守点検の対象とすべき設備として空気清浄機を明示していた。しかしながら、監査時には当該設備を確認できなかった。</p>			当該設備の不存在を確認し、協定書等を年度内に変更することを決定した。また、次回の公募要項作成時には複数人で現地確認を行うルールを定めた。 令和6年12月9日		
5	にぎわいスポーツ文化局	観光振興課	-	(4) 補助金及び負担金に関する指摘事項	ア 補助金に関する指摘事項	(7) 補助金交付決定時の補助条件の規定	横浜市「公益財団法人三溪園保勝会」補助金交付要綱	<p>「横浜市「公益財団法人三溪園保勝会」補助金交付要綱（平成17年4月制定）」によれば、補助対象事業として定めるものであっても、支出以上の収入が見込めるものは、事業に係る経費を補助の対象としないこととされている。また、本市は、収支予算書（第3号様式）によりこれを確認することとしており、令和4年度は、団体からの収入の見込みに基づき、本市は交付額を決定していた。しかしながら、各補助対象事業に対応する収入（入園料、駐車場料金等）の計上方法が定められていなかったため、交付決定に当たって補助対象が確認できない状況となっていた。</p>	「横浜市「公益財団法人三溪園保勝会」補助金交付要綱（平成17年4月制定）」の改正案について協議を終了し、内容を決定 令和6年12月13日（令和7年4月1日施行予定）				
6	神奈川区	地域振興課	-	(2) 固定資産及び備品の管理に関する指摘事項	ア 指定管理（公の施設の管理運営）に係る備品の管理	(7) 物品の管理簿	<p>①横浜市物品規則</p> <p>②横浜市公有財産規則</p>	<p>物品規則及び基本協定書によれば、本市の物品管理者及び指定管理者は、物品の管理簿等を備えて、その保管に係る物品を整理しなければならないとされている。しかしながら、備品（I種）等に関し、本市の物品管理簿等と実物との突合等を行った結果、次のような適正に管理できていない事例が見受けられた。</p> <p>【神奈川スポーツセンター】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ノートパソコンほか多数の備品について、物品管理簿の取得金額欄に実際の取得金額とは異なる3万円と記載していた。</li> <li>・実在する備品（2件）について、物品管理簿では廃棄済みとしていた。</li> <li>・施設の敷地内にプレハブ倉庫を設置していたが、公有財産台帳又は物品管理簿のいずれにも記載していなかった。</li> </ul>	実態に合わせて物品管理簿を更新 令和6年11月1日				令和6年5月28日